平成３０年（フ）第１４９号
兵庫県加古川市新神野７丁目３番３―210号
債務者　藤本こと　趙　　純実
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１６０号
兵庫県姫路市御国野町深志野90番地１　レオパレスふかしの203号、従前の住所兵庫県姫路市御国野町深志野115番地１　セレッソ壱番館203号
債務者　吉永　英樹
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１６４号
兵庫県高砂市米田町島88番地の１　宝殿グリーンハウス203号
債務者　土谷　祐次（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２４号
鳥取県西伯郡南部町宮前130番地１　手間第２団地４棟８号、前住所鳥取県西伯郡南部町鴨部704番地13
債務者　大川　秀人
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第８７号
岡山市中区湊296番地７　アンソレイエ湊202、旧住所岡山市南区福富西１丁目19番10号　206
債務者　花輪　拓未
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８８号
岡山市中区湊296番地７　アンソレイエ湊202、旧住所岡山市南区福富西１丁目19番10号　ベルハイツ206号室
債務者　花輪　晴佳（旧姓金地）
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１４号
岡山市北区今保225番地３　ＡＲＲＯＷＳ　ＳＱＵＡＲＥ　Ａ―107、旧住所岡山市北区田中163番地108
債務者　佐田　恭平
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２５５号
広島市中区舟入本町６番16―401号
債務者　大倉　達也
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２６９号
広島市西区草津新町２丁目21番46―402号
債務者　東　　道則
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４４号
山口県下関市安岡駅前１丁目８番10号
債務者　橋本　鉄志
1　決定年月日時　平成30年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１番地125　市営春日野団地2106号室
債務者　一ノ宮　香
1　決定年月日時　平成30年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成３０年（フ）第７６号
宮崎市神宮東１丁目７番７号　鹿嶋アパート103号
債務者　大日方文子
1　決定年月日時　平成30年５月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第９０号
宮崎市清武町木原503番地11
債務者　松木田美智代
1　決定年月日時　平成30年５月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第９７号
宮崎市末広１丁目３番６号　プチメゾン末広803号
債務者　温水　敦子（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成30年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１７号
広島県竹原市中央２丁目14番３号　杏館101
債務者　村中　静子
1　決定年月日時　平成30年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第６２号
福岡県久留米市諏訪野町1830番地117、前住所長野県北安曇郡小谷村大字中土5606番地１
債務者　岩田　宗典
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部